

令和 3 年 第 2 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	令和 3 年 5 月 2 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 3 年 5 月 2 4 日 (月) 1 0 時 0 0 分
閉 会	令和 3 年 5 月 2 4 日 (月) 1 1 時 0 7 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 付 課 長 尾 籠 浩一郎 財 政 課 長 橋 本 照 美 (平 和 記 念 館 長) 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 小 川 真 一 健 康 課 長 古 川 秀 志 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局議会係長 田 中 晴 美

議 事 録

令和3年第2回臨時会

令和3年5月24日（月）

開 会	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は１４人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和３年第２回筑前町議会臨時会を開会します。 （１０：００）
休 憩	
議 長	書類が来てないので、暫時休憩したいと思います。 （１０：０１）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１０：０５）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、７番 田口讓司議員及び８番 山本一洋議員を指名いたします。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日５月２４日の１日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日１日と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和３年第２回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、執行部新体制での出席でございます。よろしくお願い申し上げます。 さて、麦秋の候ではございますが、本年は早くも梅雨入りしている状況です。収穫の時期を迎えた中、農家の皆さん方には不安もあるかと推察いたします。 また、大雨等への災害が近年続いており、町としても、安心安全の確保に向け、防災、減災への対応に取り組んでいるところでございます。 一方で、コロナ禍において有効な手だてといえるワクチン接種の準備を精力的に進めております。第１期の予約申し込みにおいて混乱を招いたことにつきましては、心からおわび申し上げます。第２期以降につきましては、予約手段等を改善し取り組む予定としておりますことをお伝えいたします。よろしくお願い申し上げます。 さて、本日提案いたします人事案件、一般会計補正予算等の件につきましては、これからの筑前まちづくりの重要な案件でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、本日提案します議案等６件の提案理由の説明を申し上げます。 同意第３号、筑前町副町長の選任につき同意を求めることについては、中野高文現副町長が令和３年５月３１日をもって任期満了となるので、再選任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第４号、筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについては、筑前町監査委員の北原康則氏が令和３年５月３１日をもって任期満了となるので、後任を

	選任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第5号、筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、筑前町教育委員会の委員である矢野博一氏が令和3年5月27日をもって任期満了となるので、後任を任命することについて議会の同意を求めるものです。 承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、筑前町税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第6号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、福岡県知事選挙執行事務のための予算が不足することから、筑前町一般会計予算を補正する必要があるが生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業実施のための予算が不足することから、筑前町一般会計予算を補正する必要があるが生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 以上が、本日ご提案申し上げます議案の提案理由でございます。慎重にご審議いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 同意第3号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。 中野高文副町長は、議事進行上、退席を求めます。 (中野副町長退席)
議 長	説明を求めます。 総務課長
総務課長	おはようございます。 それでは、議案書その1の2ページをお開きください。 同意第3号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」 筑前町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 氏名 中野 高文 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由につきましては、町長の提案説明のとおりでございます。 経歴につきましては、別添参考資料の1ページをご参照いただきたいと思います。 以上で提案を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を……。 (「議長」の声あり)
議 長	山本議員の発言を許可します。
山本一洋議員	動議を提出いたします。 同意第3号について休憩を求めます。 (他議員の「賛成」の声あり)
議 長	賛成ということでよろしいですか。

	ただいま山本議員から休憩されたいということの動議が提出されました。 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。 よって、本動議を直ちに議題とします。 お諮りします。 本動議のとおり、休憩するということを決定したいと思いますますが、賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手9人です。 可決されました。
休 憩	
議 長	ここで暫時休憩をいたします。 この後、議会控室で全員協議会を開きたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。 (10 : 13)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10 : 30)
議 長	日程第4「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」の議事を続けます。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑をこれで終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 同意第3号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第3号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。 中野副町長は、席に戻っていただきます。 (中野副町長着席)
日程第5	
議 長	日程第5 同意第4号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書その1の3ページをお開きください。 同意第4号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 氏名 古山 修治

	生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 また、経歴につきましては、別添の参考資料の２ページをご参照いただければと思っております。 以上で提案をいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 同意第４号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第４号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第４号は同意することに決定いたしました。
日程第６	
議 長	日程第６ 同意第５号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書その１の４ページをお開き願いたいと思います。 同意第５号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 氏名 岡部 新吾 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 また、経歴につきましては、別添資料の３ページをご参照いただきたいと思います。 以上で提案と代えさせていただきます。よろしく願います。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。 同意第5号は、これに同意することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、議案書その2の2ページをお願いいたします。 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。 次のページ、3ページをお願いいたします。 令和3年専決第5号、専決処分書でございます。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 令和3年3月31日付、町長名です。 4ページをお願いいたします。4ページから26ページまでが新旧対照表となっております。 項ずれによる改正が多く含まれ、複雑になっておりますので、ここでは主な改正点について説明をさせていただきます。 まず、4ページです。 第1条、筑前町税条例の一部を次のように改正する。 第24条第2項です。第24条第2項につきましては、個人の町民税の非課税の範囲等に係る扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものです。 令和6年1月1日施行となります。 続きまして、第34条の7です。 寄附金税額控除について、特定公益法人等に対する寄附金の寄附金控除について、その対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものです。 令和4年1月1日施行となります。 続きまして、6ページ。 第36条の3の2、下のほう、第36条の3の3第4項及び8ページの第53条の9につきましては、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、及び退職所得申告書について、電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。 続きまして、第81条の4です。 環境性能割の税率について、新たな燃費基準であります令和12年度燃費基準で税率の適用区分が見直されたことにより改正するものです。 9ページをお願いいたします。 附則第6条です。セルフメディケーション税制について、令和9年度分の個人町

	民税まで延長するものです。 令和４年１月１日施行です。 続きまして、附則第１０条の２です。附則第１０条の２の各項につきましては、項ずれ等により改正するものです。 １１ページをお願いいたします。 下のほう、附則第１０条の４です。平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、引き続き適用を受けることができるよう２年間延長するものです。 次のページ、１２ページをお願いいたします。 附則第１０条の５です。平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定しているものです。 １４ページをお願いいたします。 １４ページの附則第１１条から１７ページの第１５条までにつきましては、評価替えに伴い、土地の負担調整措置を３年間延長するもの、また、令和３年度に限り、地価が上昇するなど負担調整措置等によって税額が増額する土地について、前年度の税額に据え置くものです。 続きまして、１７ページをお願いいたします。 下のほう、附則第１５条の２です。軽自動車税の環境性能割の税率１％分を軽減する特例措置の適用期限を９か月延長するものです。 １８ページをお願いいたします。 附則第１６条です。軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、５０％軽減及び２５％軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例の期限を２年間延長するものです。 ２１ページをお願いいたします。 附則第２２条です。東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、その適用期限を令和８年度まで延長するものです。 続きまして、附則第２６条です。住宅借入金等特別税額控除について、所得税において控除期間を１３年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことにより、所得税から控除し切れなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するものです。 ２２ページをお願いいたします。 第２条です。筑前町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。令和２年改正条例に関する改正です。こちらにつきましては、ほぼ項ずれに対応するものです。 ２４ページをお願いいたします。 最後に、附則になります。第１条、この条例は令和３年４月１日から施行する。基本的には令和３年４月１日からの施行となりますが、先ほどから説明でも触れておりますように、寄附金税額控除など、それぞれ施行日が設定されているものもございます。そのほか経過措置があるものについて、附則として規定を行っています。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の６ページです。 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第３６条の３の２の４ですけれども、その中の下線の中で、令第４８条の９の７の２において準用する令第８条

	の2の2に規定する要件とありますが、この要件はどんな要件なんでしょうか。
議 長	税務課長
税務課長	お答えします。 ご質問のあった要件につきましては、申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることなどでございます。
議 長	河内議員、よろしいですか。 横山議員
横山議員	4ページから26ページという長い税法の改定ということでございますけれども、例えば、12ページ等々に、固定資産税の特例の適用を受けようとする者は申告書を町長に提出するとか、そういった文言があるわけでございますが、この条文全部を町民の方々に周知するのはとても不可能だと思います。 簡単な手引書みたいなものを町民の方々にご提示差し上げたらどうかと思うんですが、いかがでございますか。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 固定資産税等、税金の説明につきましては大変分かりにくいこともあると思います。手引書等を検討させていただきまして、作成につきましては検討させていただきたいと思います。
議 長	質疑ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を採決します。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。
日程第8	
議 長	日程第8 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度筑前町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書その2の27ページをお願いします。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略いたします。 28ページです。 令和3年専決第6号、専決処分書。 令和3年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

	令和3年4月1日に専決処分したものでございます。 別冊の令和3年度一般会計補正予算（第1号）をお願いします。 1ページです。 令和3年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億9,461万5,000円とするものです。 歳入のほうから説明いたします。 7ページをお願いします。 2款4項5目県知事及び県議会議員選挙費904万2,000円の増額です。4月11日執行の福岡県知事選挙に要する事務費等の予算でございます。 次に、歳入です。 6ページをお願いします。 17款3項2目総務費県委託金904万2,000円は、県知事選挙執行委託金です。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の7ページ、歳出、5目県知事及び県議会議員選挙費の中の12節委託料なんですけれども、一番上にポスター掲示場設置等委託料とありますが、撤去の費用はどこに出てくるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 選挙の関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。 議員ご指摘のポスター掲示場設置等委託料ということでございます。 大変申し訳ないんですが、設置等ということで、今回の分については撤去費を計上させていただいているところでございます。令和2年度のほうが設置分の委託で、令和3年度が撤去分の委託ということで、設置等ということでお願いしたいと思っております。 以上でございます。
議 長	ほかにございませんか。 （質疑なし）
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度筑前町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第6号は承認することに決定をいたしました。
日程第9	
議 長	日程第9 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3

	年度筑前町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書その2の29ページをお願いします。 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 30ページをお願いします。 令和3年専決第7号、専決処分書。 令和3年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和3年5月17日に専決処分したものでございます。 別冊の令和3年度一般会計補正予算（第2号）をお願いします。 1ページです。 令和3年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億2,590万2,000円とするものです。 今回の補正内容は、全て新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算となります。 歳出のほうから説明いたします。 7ページをお願いします。 4款1項3目予防費1億3,128万7,000円の増額です。 3節職員手当等516万円は、職員の時間外勤務手当です。 10節需用費100万円は、事務用消耗品費及び接種会場で使用する聴診器、ガーゼなどの医薬材料費です。 11節役務費116万7,000円は、接種予約完了者、未完了者への案内通知の郵便代です。 12節委託料1億2,396万円は、接種事業に伴う各種委託料です。 接種体制人材派遣委託料1,221万円は、接種期間延長予定に伴うコールセンター人材派遣委託料です。 接種予約受付業務委託料8,611万8,000円は、これまで自前で実施していた接種予約受け付けを外部委託するものです。 接種会場警備業務委託料471万3,000円は、接種会場駐車場の警備委託料、接種会場設営委託料759万4,000円は、接種期間延長及び接種会場の増設に伴う会場設営委託料の増額分、接種委託料1,332万5,000円は、接種会場の増設及び時間延長に伴う委託料の増額分です。 次に、歳入の説明をいたします。 6ページをお願いします。 16款2項4目衛生費国庫補助金1億3,128万7,000円の増額です。 新型コロナウイルスワクチン接種確保事業費補助金です。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

	(質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和3年度筑前町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第7号は承認することに決定をいたしました。
日程第10	
議 長	日程第10「筑前町選挙管理委員会委員の選挙」を行います。 議長提出議案書等1ページをご覧ください。 地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員会委員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。 名簿をお配りいたします。 (資料配付)
議 長	それでは、選挙管理委員会委員には、お配りした名簿のとおり、前田義徳さん、一ノ宮富久美さん、松澤善孝さん、岡部由美子さん、以上の方を指名いたします。 お諮りします。 ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、前田義徳さん、一ノ宮富久美さん、松澤善孝さん、岡部由美子さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
日程第11	
議 長	日程第11「筑前町選挙管理委員会委員補充員の選挙」を行います。 議長提出議案書等2ページをご覧ください。 地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

	す。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。 名簿をお配りいたします。 (資料配付)
議 長	選挙管理委員会委員補充員については、順序を定め指名をいたします。 1番、島村久雄さん、2番、尾畑文隆さん、3番、田中和美さん、4番、倉地典子さん、以上の方を指名いたします。 お諮りします。 ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、島村久雄さん、尾畑文隆さん、田中和美さん、倉地典子さん、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。 これで本日の日程は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	お礼を申し上げます。 コロナ禍でございます。ワクチン対応に全力で取り組んでまいりたいと思います。何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 また、人事案件について全て承認いただきました。ご意見等も十分含めながら取り組んでまいります。 今日はありがとうございました。
閉 会	
議 長	町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和3年第2回筑前町議会臨時会を閉会いたします。 お疲れさまでした。 (11:07)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 田中政浩

7番議員 田口讓司

8番議員 山本一洋